



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（行政管理課）…………… 1

### 訓 令

- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（行政管理課）…………… 1

## 規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

平成29年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第5号

#### 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

- 第1順位 副知事 浦崎唯昭
- 第2順位 副知事 富川盛武

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

平成29年3月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

- (1) 副知事浦崎唯昭の担任する事項
  - ア 企画部に関する事項
  - イ 子ども生活福祉部に関する事項
  - ウ 保健医療部に関する事項
  - エ 農林水産部に関する事項
  - オ 土木建築部に関する事項
  - カ 病院事業局に関する事項
  - キ 知事以外の執行機関（教育委員会を除く。）との連絡調整に関する事項

(2) 副知事富川盛武の担任する事項

- ア 知事公室に関する事項
- イ 総務部に関する事項
- ウ 環境部に関する事項
- エ 商工労働部に関する事項
- オ 文化観光スポーツ部に関する事項
- カ 出納事務局に関する事項
- キ 企業局に関する事項
- ク 教育委員会との連絡調整に関する事項

**第2条** 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

**第3条** 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

**附 則**

この訓令は、平成29年3月9日から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--